

原規規発第 1912255 号
令和元年 1 2 月 2 5 日

九州電力株式会社
代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘 殿

原子力規制委員会

玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）について

平成31年3月28日付け原発本第327号（令和元年10月9日付け原発本第114号及び令和元年11月29日付け原発本第153号をもって一部補正）をもって、申請のあった上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の規定に基づき、許可します。